

上ノ国町水防計画

令和3年3月

上ノ国町

目 次

第1章 総 則	1
第1節 目 的	1
第2節 用語の定義	1
第3節 水防の責任及び処理すべき事務又は業務の大綱	4
第2章 予報及び警報等の伝達	7
第1節 水防活動に用いられる予報及び警報等の種類等	7
第2節 水防活動の利用に適合する予報及び警報等	7
第3節 水防警報	14
第4節 水位情報の通知及び周知	17
第3章 雨量・水位等の通報・公表	19
第1節 水位等の通報・公表	19
第2節 水防管理者等の情報収集	23
第4章 ダム・水門等の操作	25
第5章 通信連絡	27
第6章 水防施設及び輸送	29
第1節 水防倉庫及び水防資器材	29
第2節 輸送の確保	31
第7章 巡視、警戒及び重要水防箇所	32
第1節 巡視及び警戒	32
第2節 重要水防箇所	33
第8章 水防組織	34
第1節 町の水防組織	34
第2節 消防機関の組織	35
第3節 大規模氾濫減災協議会	36
第9章 水防活動	38
第1節 非常配備体制	38
第2節 警戒区域	39
第3節 水防作業	39

第4節 緊急通行	39
第5節 避難のための立退き	40
第6節 決壊・越水等の通報	40
第7節 水防解除	43
第10章 協力及び応援	44
第11章 水防信号、水防標識及び身分証票	46
第1節 水防信号	46
第2節 水防標識	47
第3節 必要な土地に立ち入る場合の職員等の身分証票	47
第12章 費用負担と公用負担	48
第1節 費用負担	48
第2節 公用負担	49
第13章 水防報告	50
第14章 水防訓練	51
第15章 災害補償等	52
第16章 退職報償金	53
第17章 水防協力団体	54
第18章 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び 浸水防止のための措置	55
第19章 指定水防管理団体の水防計画及びその作成要領	58

第 1 章 総 則

第 1 節 目 的

この計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号、以下「法」という。）第 4 条の規定に基づき、北海道知事から指定された指定水防管理団体たる上ノ国町が、同法第 33 条第 1 項の規定に基づき、本町における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防ぎよし、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第 2 節 用語の定義

主な水防用語の意義は次のとおりである。

- (1) 水防管理団体
水防の責任を有する上ノ国町をいう。
- (2) 指定水防管理団体
水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう。
- (3) 水防管理者
水防管理団体の長である上ノ国町長をいう。
- (4) 消防機関
消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 9 条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう。
- (5) 消防機関の長
檜山広域行政組合消防長をいう。
- (6) 水防協力団体
法人その他これに準ずるものとして、国土交通省令で定める団体で、水防業務を適正かつ確実に行うことができると認めて、水防管理者が指定した団体をいう。

第1章 総 則

(7) 水防警報

国土交通大臣又は知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通大臣又は知事が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

(8) 水位周知河川

国土交通大臣又は知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知又は周知を行う（法第13条）。

(9) 水防団待機水位（通報水位）

洪水、津波又は高潮のおそれがある場合に、関係者に通報しなければならない水位であり、量水標の設置されている地点ごとに知事が定めるもので、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位（指定水位））をいう。

(10) 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水、津波又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通大臣又は知事が定める水位をいう（法第12条第2項に規定される警戒水位）。

なお、水防機関の出動の目安となる水位。

(11) 避難判断水位

氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。町長の避難準備・高齢者等避難開始の発令判断の目安となる水位。

(12) 氾濫危険水位（特別警戒水位）

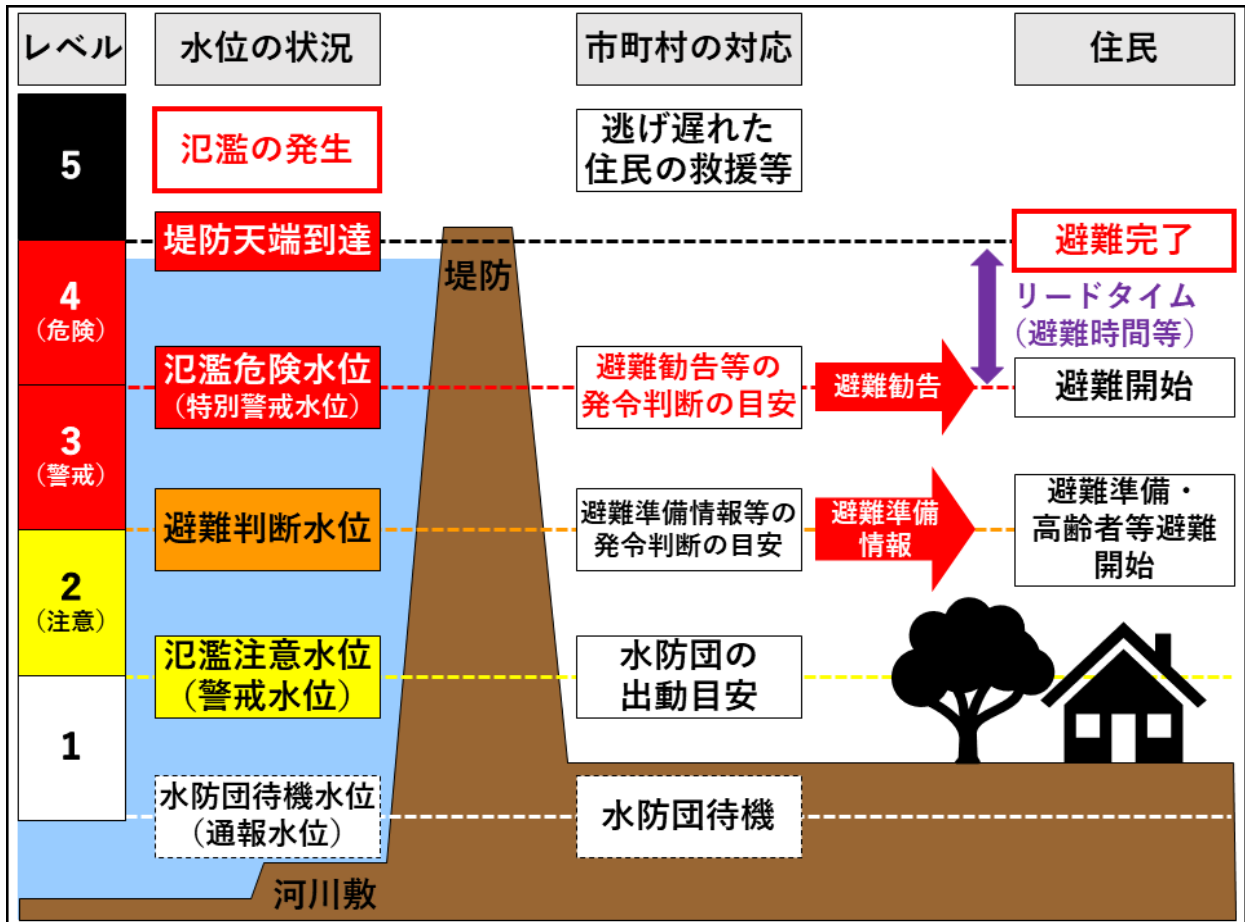
洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位をいう。町長の避難勧告等の発令判断の目安、住民の避難判断の参考となる水位をいう（法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位）。

(13) 重要水防箇所

過去の洪水で堤防が損壊した箇所など、洪水時に堤防が損壊するおそれが高く、厳重な警戒が必要な箇所をいう。

(14) 洪水浸水想定区域

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定されるとして国土交通大臣又は知事が指定した区域をいう（法第14条）。



第3節 水防の責任及び処理すべき事務又は業務の大綱

法に定める水防に係りのある機関等の水防の責任及び処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

1 水防の責任

(1) 町の水防責任

町は、その区域における水防を十分に果たす責任を有する。

(2) 道の水防責任

道は、道内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

2 処理すべき事務又は業務の大綱

(1) 水防管理団体（上ノ国町）

- ア 平常時における河川等の巡視
- イ 消防機関の出動準備又は出動
- ウ 警戒区域の設定
- エ 警察官の援助の要求
- オ 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請
- カ 堤防決壊等の通報、決壊後の措置
- キ 避難のための立ち退きの指示
- ク 水防協力団体の指定
- ケ 水防計画の策定、知事への届け出及び要旨の公表
- コ 水防訓練の実施

(2) 指定水防管理団体

指定水防管理団体は、前項のほか次の事項を行わなければならない。

- ア 消防機関が水防を十分行えない場合の水防団の設置
- イ 水防計画の策定、知事への届け出及び要旨の公表
- ウ 毎年の水防訓練の実施

(3) 上ノ国町防災会議

浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

(4) 道

- ア 指定水防管理団体の指定
- イ 水防計画の策定及び要旨の公表
- ウ 水防管理団体が行う水防への協力
- エ 気象予報及び警報の伝達
- オ 洪水予報の発表及び通知
- カ 水位の通報及び公表
- キ 水位周知河川の到達情報の通知及び周知
- ク 洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定、公表及び通知
- ケ 水防警報の発表及び通知
- コ 避難のための立ち退きの指示
- サ 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示
- シ 水防に関する勧告及び助言

(5) 気象庁（函館地方気象台）

- ア 気象予報及び警報の通知
- イ 洪水予報の発表及び通知

(6) 量水標管理者

水位の通報及び公表

(7) 居住者等

- ア 水防活動への従事
- イ 水防通信への協力

3 津波における留意事項

津波は、発地点から当該沿岸までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津波」に分類して考えられる。遠地津波の場合は原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び消防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能ながある。しかし、近地津波で、かつ安全な場所への避難場所までの所要時間がかかる場合は、消防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

従って、あくまでも消防団員自身が安全に退避するために必要な時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

4 安全配慮

洪水、雨水出水、津波又は高潮のいずれにおいても、消防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。また、避難誘導や水防作業の際も、消防団員自身の安全は確保しなければならない。

なお、水防管理団体の長は、消防団員自身の安全確保に留意した水防計画を定めなければならない。

【消防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項】

- ・水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- ・水防活動には、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- ・水防活動は、原則として複数人で行う。
- ・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、消防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに避難を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・指揮者は、消防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を消防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- ・指揮者は、活動中の不測の事態に備え、避難方法、避難場所、避難を指示する合図等を事前に徹底する。
- ・津波浸水想定のある区域内にある消防団は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手し、活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先する。
- ・出水期前に、消防団員を対象とした安全確保のための研修を実施する。

第2章 予報及び警報等の伝達

第1節 水防活動に用いられる予報及び警報等の種類等

水防活動に用いられる予報及び警報等の種類及び発表機関等は、次のとおりである。

区 分	種 類	発表機関	摘 要
気象予報警報 (法第10条第1項 気象業務法 第14条の2第1項)	大雨注意報・大雨警報 高潮注意報・高潮警報 洪水注意報・洪水警報 津波注意報・津波警報	函館地方气象台	一般向け注意報及び警報の発表をもって代える
洪水予報 (法第10条第2項 法第11条第1項 気象業務法 第14条の2第2項 第14条の2第3項)	注意報・警報・情報	北海道開発局 北海道 函館地方气象台	指定河川について、水位又は流量を示して行う予報
水防警報 (法第16条)	待機・準備・出動 ・指示・解除	北海道開発局 北海道	指定河川地域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表

第2節 水防活動の利用に適合する予報及び警報等

1 水防活動の利用に適合する予報及び警報

函館地方気象台長は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を函館開発建設部及び檜山振興局に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

第2章 予報及び警報等の伝達

(1) 水防活動の利用に適合する注意報及び警報の種類並びに内容

水防活動の利用に適合する注意報及び警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意、警報及び特別警報の種類並びに内容は次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	内 容
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
水防活動用 津波警報	津波警報	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	津波特別警報	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される（なお、「大津波警報」の名称で発表する）。
水防活動用 高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
水防活動用 洪水警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。

(大雨警報・洪水警報を補足する情報)

気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、大雨警報（浸水害）の危険度分布、洪水警報の危険度分布および流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は次のとおりである。

種 類	内 容
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報（常時10分毎に更新）。
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報（常時10分毎に更新）。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まっているかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示した情報（常時10分毎に更新）。

2 気象情報等の種類

気象情報の種類は、次のとおりである。

(1) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]・[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。

(2) 地方気象情報、府県気象情報

気象情報とは、観測結果や予報事項に関する情報を発表し、防災関係機関や住民が円滑な防災活動を実施できるよう、公衆の利便を増進することを目的とする情報。

気象の予報等について、警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

(3) 台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表される情報。

(4) 記録的短時間大雨情報

府県予報区内で、大雨警報発表中に、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される情報。

この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認することができる。

(5) 土砂災害警戒情報

「大雨警報（土砂災害）」発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町村長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するため対象となる市町村を特定して警戒を呼び掛ける情報で、北海道（各振興局建設管理部及び各総合振興局建設管理部）と気象庁（札幌管区气象台及び各地方气象台）から共同で発表される情報。降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難勧告等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象（技術的に予測が困難である地すべり等は、土砂災害警戒情報の発表対象外）。

(6) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に府県予報区単位で発表される情報。

なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が府県予報区単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

これらの各種気象情報のうち、次のものを水防活動に利用する。

- ア 台風に関する気象情報
- イ 大雨に関する気象情報
- ウ 記録的短時間大雨情報
- エ その他、水防活動に密接に関連する気象情報

3 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

大雨警報・洪水警報の危険度分布等の種類は、次のとおりである。

(1) 大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）

大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で5 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

(2) 大雨警報（浸水害）の危険度分布

短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

(3) 洪水警報の危険度分布

指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水被害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

(4) 流域雨量指数の予測値

水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

4 水防活動の利用に適合する予報及び警報の伝達

道は、札幌管区气象台から気象、津波、高潮及び洪水等について水防活動を必要とする予報及び警報の通知を受けたときは、町長に通知するものとする。

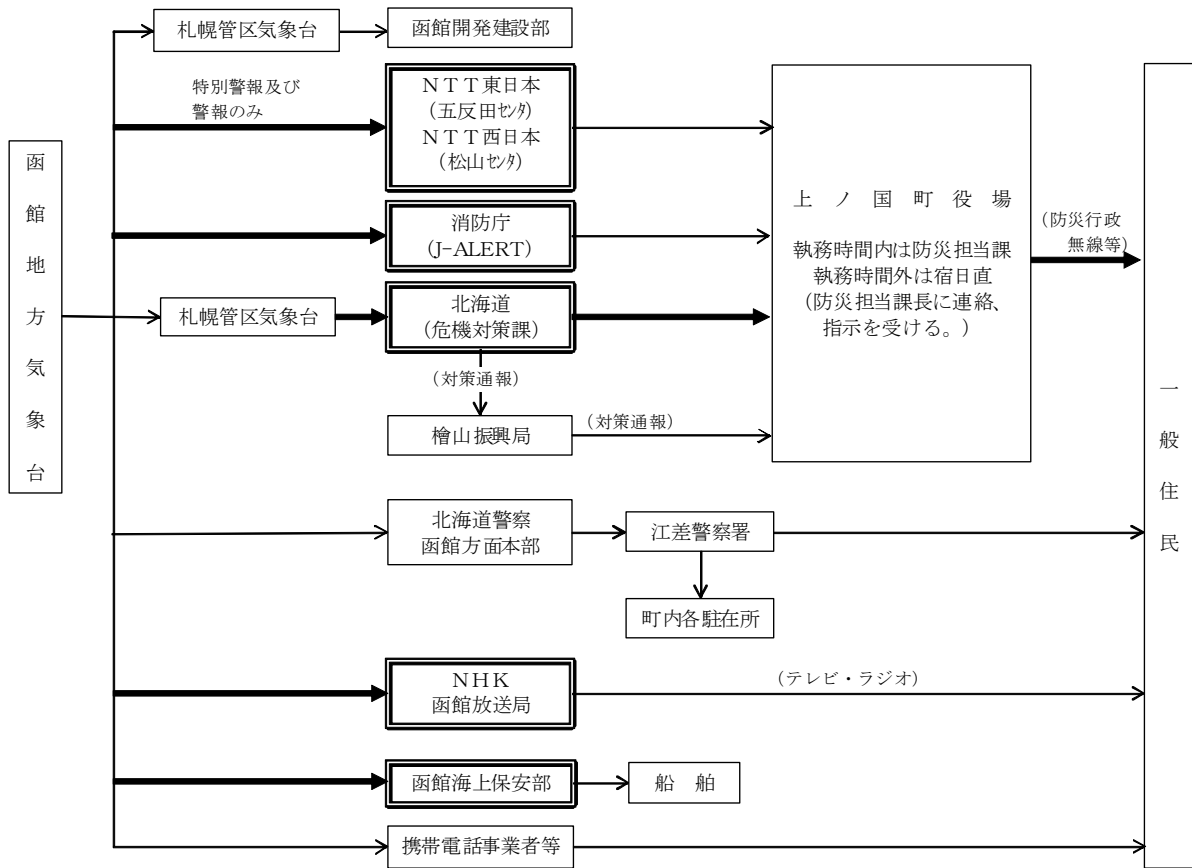
気象官署から発せられる気象予報及び警報等は、消防庁及び道は気象情報伝送処理システム、関係機関には防災情報提供システムにより通知され、道から北海道防災情報システムにより町長へ通知される。

また、NTT東日本・西日本から警報事項が町に通知される。

町は、水防活動用気象注意報及び気象警報等の通知を受けたときは、遅滞なく水防に関係ある機関に、迅速的確に伝達を行うものとする。また、住民への周知徹底について遺漏のないよう必要な措置を講ずる。

水防活動の利用に適合する予報及び警報の伝達系統図は、次のとおりである。

(1) 特別警報、警報並びに気象予報（注意報を含む）情報等伝達系統図

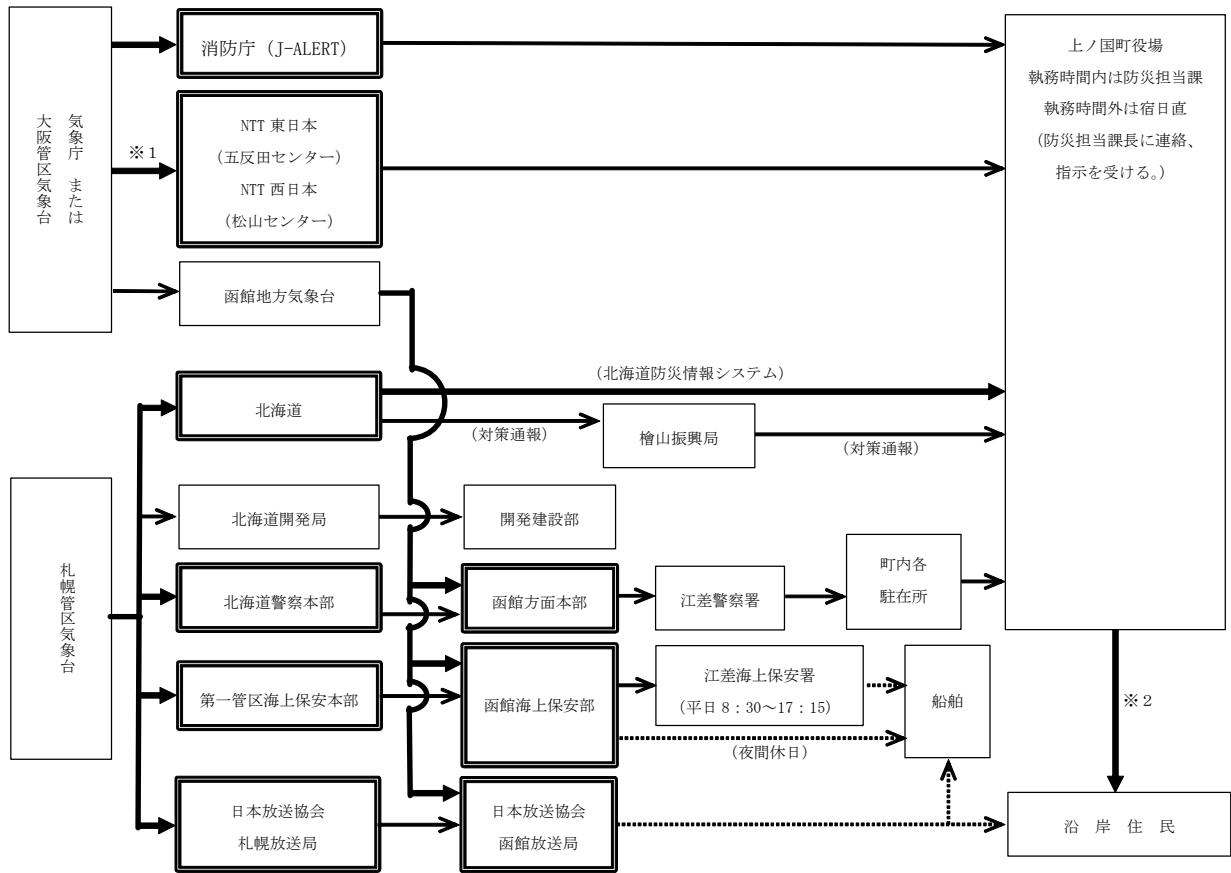


(注) 太線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

(二重線) で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく法定伝達先

緊急速報メールは「気象等（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）に関する特別警報」が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

(2) 大津波警報・津波警報・注意報、津波情報、津波予報伝達系統図



※1 津波警報と大津波警報の発表と解除のみ通報

※2 特別警報は一般住民に対し、防災行政無線等による伝達等の周知の措置をとる。

---> : 放送・無線

▭ : (二重線) で囲まれている機関は、気象業務法第15条の規定に基づく法定伝達先

→ : (太線) は、特別警報が発表された際の気象業務法第15条の2の規定に基づく通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達

第3節 水防警報

町は、水防警報の通知を受けたときは、遅滞なく水防に関係ある機関に、迅速的確に伝達を行うものとする。また、住民への周知徹底について遺漏のないよう必要な措置を講ずる。

1 安全確保の原則

水防警報は、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の内容においても水防活動に従事する者の安全確保を念頭において通知するものとする。なお、津波到達時間が短く、津波到達までに水防警報が通知されない場合等であっても、水防活動に従事する者の安全確保を図るものとする。

2 洪水・高潮時の河川に関する水防警報

(1) 水防警報の種類、内容及び発表基準

洪水・高潮時の河川に関する水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

河川における水防警報

種類	内 容	発 表 基 準
待機	不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 水防機関の出動機関が長引くような場合に出勤人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報・警報等又は河川状況により特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	河川氾濫注意情報等により、又は水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに越水（堤防から水があふれる）、漏水、堤防斜面の崩れ、亀裂、その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	河川氾濫警戒情報等により、又は、既に氾濫注意水位を越え、災害のおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨、及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通知するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき、又は氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

※上記の例を参考とし、各地域の実情等に応じ定めるものとする。

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

海岸における水防警報

種類	内 容	発 表 基 準
待機・準備	波浪の発達により越波が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機及び出動の準備がある旨を警告するもの。水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努める。	気象・波浪状況等により待機及び準備の必要を認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。 ＜活動内容＞ ・海岸巡視、避難誘導、土のう積み ・排水ポンプ作業等	気象・波浪状況・CCTV 等により越波が起こるおそれがあるとき。
距離確保準備	激しい越波が発生する危険が迫っていることを警告するとともに、身の安全を確保しつつ水防活動を行うことの準備を指示するもの。	気象・波浪状況・CCTV 等により越波の発生が迫ってきたとき。
距離確保	激しい越波の発生を警告するとともに、身の安全を十分に確保できるよう海岸からの距離を確保しながら、水防活動を行う旨を指示するもの。	気象・波浪状況・CCTV 等により越波の発生が確認或いは判断されるとき。
距離確保解除	激しい越波のおそれが無くなった旨の通知及び水防活動が必要な箇所及び状況を示し、その対応策を指示するもの。	気象・波浪状況・CCTV 等により越波の発生或いはおそれがなくなり、距離確保の必要がなくなったとき。
解除	水防活動を必要とする状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	気象・波浪状況・CCTV 等により越波の発生或いはおそれがなくなり、災害に対する水防作業を必要とする状況が解消したと認められるとき。

3 津波に関する水防警報

(1) 種類及び発表基準

津波に関する水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

なお、気象庁の大津波警報又は津波警報が発表されると自動的に水防警報「待機」を発表したものとす。

種類	内 容	発 表 基 準
待機	水防団員の安全を確保した上で待機する必要がある旨を警告するもの。	大津波警報又は津波警報が発表される等必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	大津波警報又は津波警報が解除される等、水防活動が安全に行える状態のとき。
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	津波警報等が解除され、巡視等により被害が確認されなかつたとき、または応急復旧等が終了したとき等、水防作業を必要とする状況が解消したと認めるとき。

4 知事が行う水防警報

(1) 水防警報指定河川

ア 水防警報を行う河川、区域及び実施機関

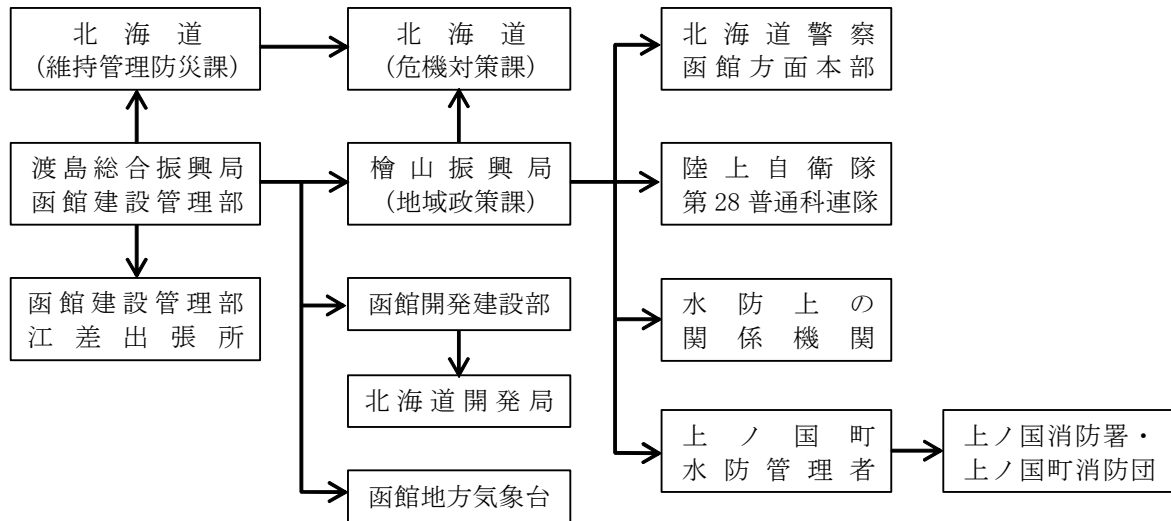
河川名	水防警報区（洪水）		水位周知 区間	水防警報区（津波）				実施機関
	左岸	右岸		津波 予報区	津波 観測 地点	左岸	右岸	
天野川	自 上ノ 国町字湯 ノ岱 556 番 1 地先 の中ノ沢 橋下流端 至 海	自 上ノ 国町字湯 ノ岱 284 番 1 地先 の中ノ沢 橋下流端 至 海	自 上ノ国 町字宮越 94 番 1 地先の 宮越橋下流 端 至 海	北 海 道 日 本 海 沿 岸 南 部	江 差	自 上ノ 国町字湯 ノ岱 556 番 1 地先 の中ノ沢 橋下流端 至 海	自 上ノ 国町字湯 ノ岱 284 番 1 地先 の中ノ沢 橋下流端 至 海	渡島総合振 興局函館建 設管理部

イ 水防警報の対象となる基準水位観測所

河川名	基準水位観測所			水位（m）				
				水防団 待機水位	—	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位
	名称	位置	所在地	—	水防警報 （待機）	水防警報 （準備）	水防警報 （出動）	水防警報 （指示）
天野川	天野川	海から 2.2km	上ノ国町字新 村 206 番 1 地 先	2.53	3.10	3.67	4.68	4.96

(2) 水防警報の伝達系統図

知事が行う水防警報の伝達系統図は次のとおりである。



第4節 水位情報の通知及び周知

法第13条の規定により、国土交通大臣又は知事が指定した河川（水位周知河川）について、水位が法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

また、知事が指定した河川について通知をしたときは、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知するものとする。

なお、町においては、国土交通大臣が指定した水位周知河川の該当はない。

1 知事が行う水位情報の通知及び周知

(1) 水位周知河川

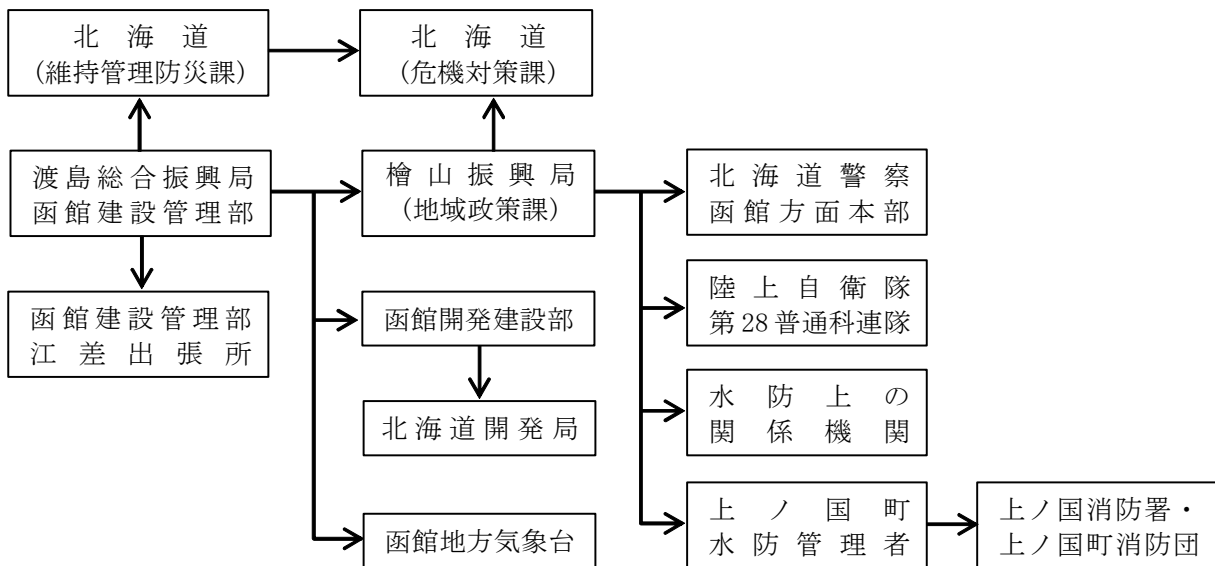
知事が水位情報の通知を行う指定河川（水位周知河川）は、次のとおりである。

第2章 予報及び警報等の伝達

指定 河川	基準水位観測所			水防警報区（洪水）		水位周知 区 間	水防警報区（津波）			
	名称	位置	所在地	左 岸	右 岸		津 波 予報区	津 波 観測点	左 岸	右 岸
天野川	天野川	海から 2.2km	上ノ国町 字 新村 206番1 地先	自 上ノ国 町字湯ノ 岱 556番 1 地先の 中ノ沢橋 下流端 至 海	自 上ノ国 町字湯ノ 岱 284番 1 地先の 中ノ沢橋 下流端 至 海	自 上ノ国 町字宮越 94番1地 先の宮越 橋下流端 至 海	北海道 日本海 沿岸南 部	江差	自 上ノ国 町字湯ノ 岱 556番 1 地先の 中ノ沢橋 下流端 至 海	自 上ノ国 町字湯ノ 岱 284番 1 地先の 中ノ沢橋 下流端 至 海

水 位 (m)						実施機関	関係水防 管理者
水防団 待機水位	—	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	計画 高水位		
—	水防警報 (待 機)	水防警報 (準 備)	水防警報 (出 動)	水防警報 (指 示)	—	渡島総合振興局 函館建設管理部	上ノ国町長
2.53	3.10	3.67	4.68	4.96	4.96		

(2) 水位情報の伝達系統図



第3章 雨量・水位等の通報・公表

第1節 水位等の通報・公表

1 水位の通報・公表

(1) 雨量・水位の観測所

本町の区域内に設置された水位及び雨量の観測所は、次のとおりである。

ア 雨量観測所

観測所名	所在地	設置箇所 (電話番号)	緯度、経度及び 海面上の高さ	観測種目、集信時刻 及び使用機器	管理者
石崎	上ノ国町 字石崎 309-11	NTT 檜山 石崎交換所	北緯 41° 42' 0" 東経 140° 01' 42" 海面上の高さ 5m	転倒ます型雨量計による 降水量：毎時	函館地方气象台
上ノ国 ダム	上ノ国町 字内郷	上ノ国ダム 管理所 (55-3494)	北緯 41° 48' 14" 東経 140° 11' 8"	毎時自動観測（転倒ます 型ヒーター付雨雪量計）	渡島総合振興局 函館建設管理部 江差出張所
石崎川	上ノ国町 字石崎 143-8	上ノ国町 石崎 143-8	北緯 41° 42' 8" 東経 140° 01' 32"	毎時自動観測（転倒ます 型ヒーター付雨雪量計）	渡島総合振興局 函館建設管理部 江差出張所
湯ノ岱	上ノ国町 字湯ノ岱 517-2	上ノ国町字湯ノ 岱 517-2	北緯 041° 44' 46" 東経 140° 14' 43"	毎時自動観測（転倒ます 型ヒーター付雨雪量計）	渡島総合振興局 函館建設管理部 江差出張所
木ノ子	上ノ国町 字小安在 629-1	上ノ国町字小安 在 629-1（木ノ 子浄水場付近）	北緯 041° 46' 1" 東経 140° 04' 40"	毎時自動観測（転倒ます 型ヒーター付雨雪量計）	渡島総合振興局 函館建設管理部 江差出張所
木無中継	上ノ国町 字木ノ子 647-166	上ノ国町字木ノ 子 647 番松前経 営区 166 林班 （木無山山頂付 近）	北緯 041° 42' 50" 東経 140° 05' 41"	毎時自動観測（転倒ます 型雨量計）	渡島総合振興局 函館建設管理部 江差出張所
小砂子 (道路)	郡上ノ国 町字小砂 子 261	郡上ノ国町字小 砂子 261	北緯 041° 38' 16" 東経 139° 59' 47"	10分毎自動観測（転倒 ます型ヒーター付雨雪量 計）	函館開発建設部 (道路)

イ 水位観測所

観測所名	水系名	河川名	所在地	水防団 待機水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	区分	管理者
石崎川	石崎川	石崎川	上ノ国町字 石崎石崎橋 上 0.4km	3.78m	4.95m	—	6.55m	テレメーター	渡島総合振興局 函館建設管理部 江差出張所
天野川	天野川	天野川	上ノ国町字 新村 206-1	2.53m	3.67m	4.68m	4.96m	テレメーター	渡島総合振興局 函館建設管理部 江差出張所
目名橋	天野川	目名川	上ノ国町字 北村	—	—	—	—	テレメーター	渡島総合振興局 函館建設管理部 江差出張所

(2) 水位の通報

道は、所管する観測所の水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位を国土交通省「川の防災情報」、「市町村向け川の防災情報」ホームページに掲載することにより関係機関に通報するものとする。

(3) 水位の公表

道は、管理する観測所の水位のデータを国土交通省「川の防災情報」及び「市町村向け川の防災情報」ホームページに掲載することにより常時公表するものとする。

情報システムによる河川水位の観測情報は、最短 10 分ごとに速報値として更新されている。

水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときの公表は、前記ホームページに「河川名・水位観測所名・所在地・水位状況等」を掲載することにより行うものとする。

【気象庁】

<https://www.jma.go.jp/>

【国土交通省「川の防災情報」】

<https://www.river.go.jp/>（PC 版）

<http://www.river.go.jp/s/>（スマートフォン版）

<http://www.i.river.go.jp/>（携帯電話用）

【国土交通省「市町村向け川の防災情報」】

<https://city.river.go.jp/>

（注：ID・パスワードにより利用、携帯電話用有り）

(4) 障害時の措置

道は、所管する観測所の水位が次の各号のいずれかに該当し、回線途絶等の事由により上記ホームページに観測値を掲載できないときは、速やかに障害等の原因を究明し早期の復旧に努めるとともに、同ホームページのお知らせ画面へ欠測となることを掲載し、水位等通報系統図に定める関係機関に通報するものとする。

障害等により水位の通報・公表ができない観測所を代替する観測所がある場合、また通報・公表の代替手段を確保した場合は併せて関係機関等に周知する。

障害等の復旧もしくは通報・公表の代替手段を確保するまでの間、次の各号のいずれかに該当する時、通報は電話又は防災行政無線により行うものとし、これにより難しいときはファクシミリ又は電子メールにより行う。

ア 水防団待機水位（通報水位）に達したとき。

イ 氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。

ウ 氾濫注意水位（警戒水位）を超え、再び氾濫注意水位（警戒水位）となるまでの毎正時。

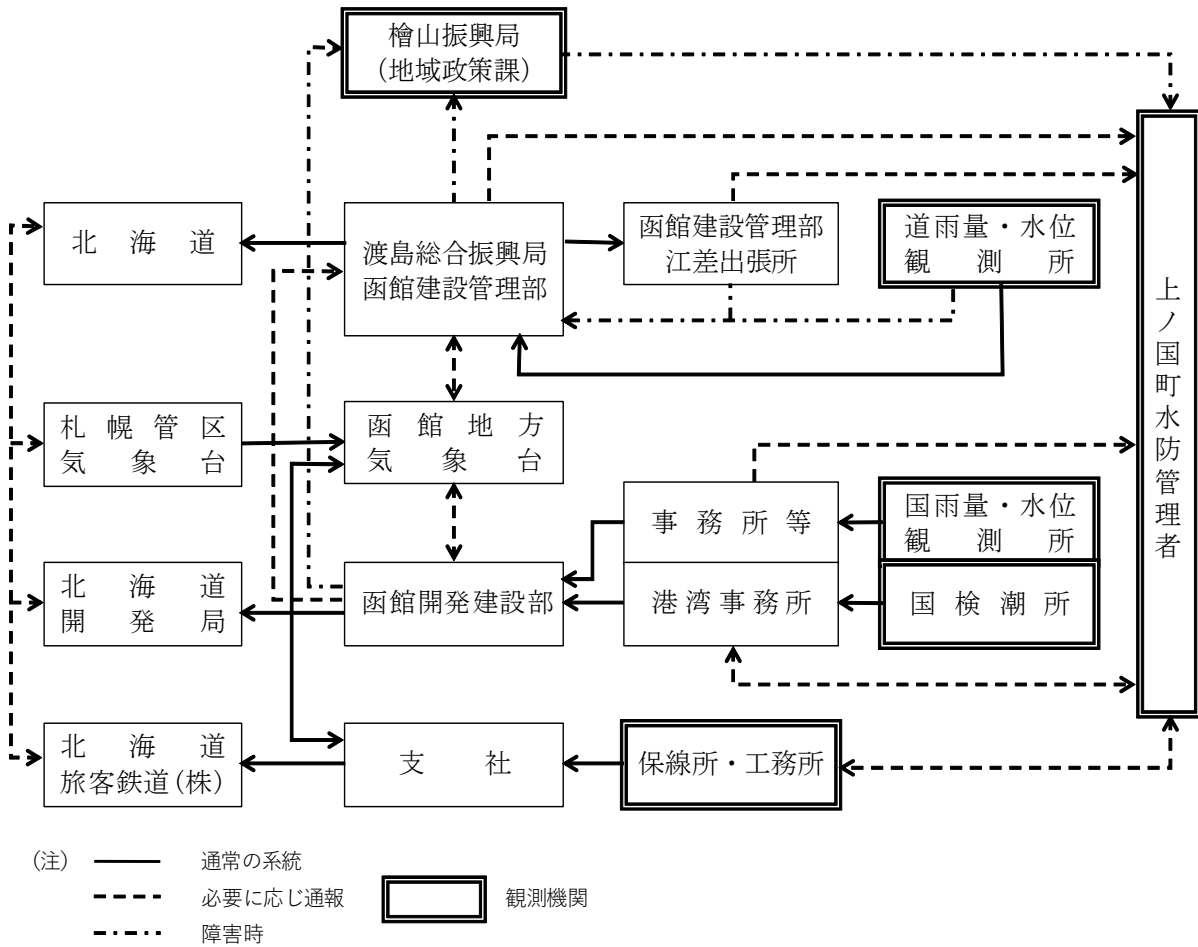
エ 氾濫注意水位（警戒水位）以下になったとき。

オ 水防団待機水位（通報水位）以下になったとき。

カ 上記の各号以外に急激な水位の変動があったとき。

(5) 水位等通報系統図

道の水位等通報系統図は、次のとおりである。



2 雨量の通報

(1) 雨量の通報

道は所管する観測所の雨量を国土交通省「川の防災情報」及び「市町村向け川の防災情報」ホームページに掲載することにより関係機関に通報するものとする。

(2) 障害時の雨量の通報

道は、所管する観測所の雨量が次の各号のいずれかに該当し、回線途絶等の事由により上記ホームページに観測値を掲載できないときは、その雨量の状況を水位等通報系統図に定める関係機関に通報するものとする。

通報は電話又は防災行政無線により行うものとし、これによりがたいときはファクシミリ又は電子メールにより行う。

ア 降雨開始から24時間以内に60mm以上の降雨があったとき。

イ 1時間雨量が25mm（融雪期10mm）に達したとき。

3 潮位の通報

北海道開発局及び気象官署は、水防管理者又は知事から、潮位等の観測結果の照会を受けたときは通報するものとする。

第2節 水防管理者等の情報収集

1 気象予報及び警報、雨量・水位情報等の収集

町及び水防に関係のある機関は、常に気象の状況に注意し、必要と認めるときは、洪水予報、水防警報等の有無に関わらずインターネット、テレビ、ラジオ等により気象情報の収集に努めるものとする。

町及び水防に関係のある機関は、水防活動の利用に適合する予報及び警報、洪水予報、水防警報等が発表され、又は洪水及び高潮のおそれがあると認められる場合は、インターネットにより公開されている市町村向けの気象庁「防災情報提供システム」や国土交通省「市町村向け川の防災情報」、一般向けの国土交通省「川の防災情報」、テレビ、ラジオなどを活用し、気象、雨量、水位等必要な情報の収集に努めるものとする。

(1) 市町村向け情報提供

名 称	ホームページアドレス	提供情報
国土交通省 「市町村向け川の防災情報」 (統一河川情報システム)※	https://city.river.go.jp/ (携帯電話用有り)	雨量・水位情報、レーダー観測情報、水防警報、洪水予報等
国土交通省「海の防災情報」	http://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/	潮位・波高
気象庁 防災情報提供システム	https://www.jma.go.jp/bosai/	気象情報、解析雨量、警報級の可能性、気象警報/注意報、アメダス、レーダーナウキャスト(降水・雷・竜巻)、高解像度降水ナウキャスト、洪水警報の危険度分布、大雨警報(浸水害)の危険度分布、流域雨量指数の予想値等

(注) ※ 貸与されたID・パスワードにより利用

(2) 一般向け情報提供

名 称	ホームページアドレス	提供情報
国土交通省 「川の防災情報」	https://www.river.go.jp/ http://i.river.go.jp/ (携帯電話用)	雨量・水位情報、レーダー観測情報、水防警報、洪水予報等
国土交通省「海の防災情報」	http://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/	潮位・波高
北海道防災情報 (防災対策支援システム)	http://www.bousai-hokkaido.jp/	気象情報、避難情報、道路情報、河川情報、メール配信サービス

名 称	ホームページアドレス	提供情報
札幌管区気象台ホームページ	https://www.jma-net.go.jp/sapporo/	気象情報、解析雨量、警報級の可能性、気象警報/注意報、アメダス、レーダーナウキャスト（降水・雷・竜巻）、高解像度降水ナウキャスト、洪水警報の危険度分布、大雨警報（浸水害）の危険度分布等
気象庁ホームページ	https://www.jma.go.jp/	気象情報、解析雨量、警報級の可能性、気象警報/注意報、アメダス、レーダーナウキャスト（降水・雷・竜巻）、潮位、波浪、洪水警報の危険度分布、大雨警報（浸水害）の危険度分布等

2 潮位の観測等

町は、高潮のおそれがあると認められるときは、風向、風速及び潮位を観測するものとする。観測事項の主なものは、次のとおりである。

- ア 風向、風速（平均）の概要
- イ 潮位と防潮堤防の上端の高さとの差
- ウ 波高（潮位の高さの平均から波頭までの高さ）及び防潮堤の上端までの余裕

第4章 ダム・水門等の操作

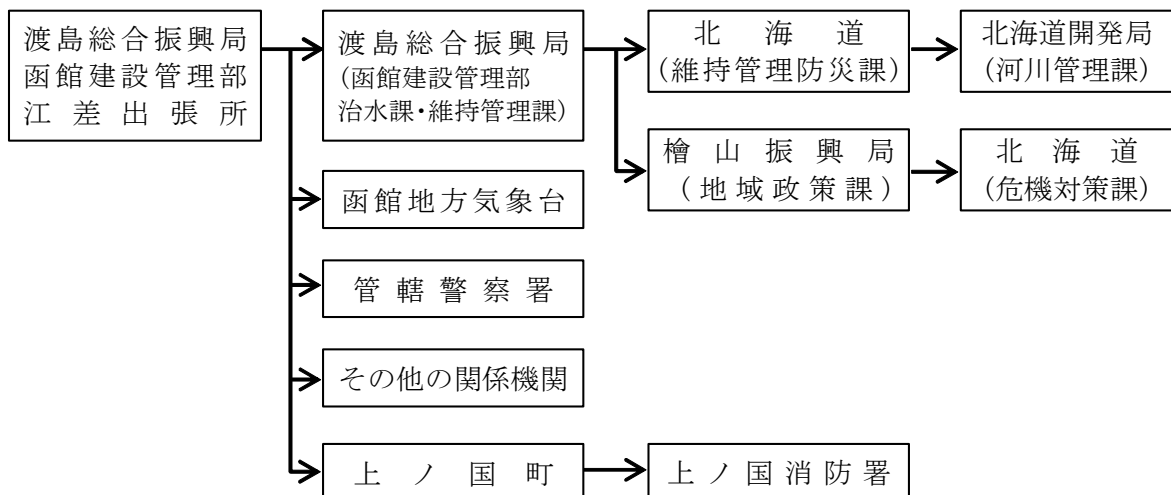
1 ダム操作

- (1) 上ノ国ダムの管理者（河川管理者）は、気象状況及び水位の変動に留意し、河川法（昭和39年7月10日法律第167号）に基づき定めたダム操作規則等により貯水放流、門扉開閉等を行うものとする。
- (2) ダム管理者は、出水期に先立ち、ダムの管理に支障のないように、門扉等の点検、整備をするものとする。
- (3) ダム管理者は、出水時の放流を行うときは、放流に伴う下流水域の危害予防のため、下流関係機関の水防警報又は活動体制等を十分に考慮し、ダム操作規則又はダム操作規程等により関係機関に対し、予報し、通知するものとする。
- (4) 河川管理者は、洪水による災害の発生防止、軽減を図るため、利水ダム管理者に対し、次の事項を指示することができるものとする。

- ア 予備放流の指示
- イ 貯留制限の指示
- ウ 洪水調節の指示
- エ 解除の指示

2 ダム情報系統図

上ノ国ダムの情報系統図は次のとおりである。



3 水門等の操作

(1) 河川区間の水門等（洪水）

水門等の管理者は、常に当該施設が充分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

水門等の管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報の通知を受けたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めたときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

(2) 河口部の水門等（津波・高潮）

河口部の水門等の管理者は、常に当該施設が充分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

河口部・海岸部の水門等の管理者は、大津波警報、津波警報が発令された場合には安全確保のため直接操作をさせないなど、操作員の安全確認を最優先にしたうえで、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

(3) 操作の連絡

水門等の管理者は、各施設の操作規則等に基づき、水門等の操作についての情報を必要に応じて関係機関に迅速に連絡するものとする。

(4) 連絡系統

連絡系統については各施設の操作規則等に基づき連絡するものとする。

第 5 章 通信連絡

1 水防通信網の確保

(1) 通信連絡施設等の整備強化

町は、水災時においても通信連絡が迅速かつ確実に行われるよう通信連絡施設等の整備強化に努めるものとする。

また、迅速な通信連絡を図るとともに電話不通時に備えて対策を講じておくものとする。

(2) 水防管理団体の通信施設

町は、迅速な通信連絡を図るとともに電話不通時に備えて対策を講じておくものとする。

(3) 連絡責任者

町及び水防に関係のある機関は、水防警報及び警報連絡等の重要性にかんがみ、連絡責任者を定め、その氏名をあらかじめ関係のある水防管理団体及び関係機関に通知しておくものとする。

2 「災害時優先通信」の利用

(1) 災害時優先通信の取り扱い

災害時により電話が混み合った場合には、発信規制や接続規制といった通信規制（大規模災害時には約 90 %以上の制限が行われることがある）が行われるため、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続が困難となる。

これを回避するため、水防上緊急を要する場合、水防関係機関は、法 27 条第 2 項及び電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 8 条第 1 項に基づき災害時優先通信を利用することができる。

(2) 災害時優先通信の申込方

利用に当たっては、電気通信事業者（各電話会社等）へ事前の申し込みが必要となるため、必要な電話回線をあらかじめ登録しておくとともに、どの電話機が災害時優先通信を利用できるのかをわかるようにしておく。

3 電気通信設備の優先利用等

北海道開発局長、知事、水防管理者（町等）、消防機関の長又はこれらの命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的

第5章 通信連絡

に利用し、又は次に掲げる専用通信施設を使用することができる。

- (1) 北海道総合行政情報ネットワーク
- (2) 北海道警察本部通信施設
- (3) 北海道旅客鉄道株式会社通信施設
- (4) 北海道電力株式会社通信施設
- (5) 北海道開発局通信施設
- (6) 第一管区海上保安本部通信施設
- (7) 自衛隊通信施設

4 通信連絡系統図

水防に関し関係機関と相互に行う通信連絡は、次によるものとする。

機 関 名	連絡責任者 (代理人)	所在地	通 信 系 統			FAX 番号
			第1系統	第2系統	第3系統	
渡島総合振興局 函館建設管理部	管理課長	函館市	NTT (0138) 47-9640	北海道総合 行政ネットワーク 6250-4240		(0138) 47-9218
渡島総合振興局 函館建設管理部 江差出張所	所長	江差町	NTT (0139) 52-6533			(0139) 52-2930
檜山振興局	地域政策課 主幹 (防災係長)	江差町	NTT (0139) 52-6470	北海道総合 行政ネットワーク 6310-2191		(0139) 52-5781
渡島総合振興局 函館建設管理部 江差出張所 上ノ国ダム管理棟	所長	上ノ国町	NTT (0139) 55-3494			(0139) 55-3495
函館地方气象台	水害対策 気象官	函館市	NTT (0138) 46-2211			(0138) 46-3117
江差警察署	警備係長	江差町	NTT (0139) 52-0110			(0139) 52-0110

第6章 水防施設及び輸送

第1節 水防倉庫及び水防資器材

1 指定水防管理団体の水防倉庫及び水防資器材

指定水防管理団体は、重要水防箇所が必要に応じて水防倉庫又は代用備蓄場を整備し、重要水防箇所ごとに想定される水防工法に応じた資器材の種類・数量の整備に努める。

2 水防資器材の調査等

町は、水防資器材の確保のため、その区域内において水防用資器材を保有する資材業者等の保有状況等を調査把握し、緊急時の補給に備えるとともに、備蓄資器材の使用又は損傷により不足を生じた場合は直ちに補充しておくものとする。

なお、本町における資材置場及び水防資器材等備蓄状況は次のとおりである。

ア 資材置場

名 称	住 所
上ノ国町資材置場	上ノ国町字大留 100 番地
上ノ国町防災センター	上ノ国町字大留 102 番地 4

イ 水防資器材等備蓄状況

令和2年4月1日時点

分類	種別	単位	数量	規格
水防資器材	ロープ（縄）	巻	13	
	掛矢	丁	1	
	ツルハシ	丁	15	
	スコップ	丁	45	
	鎌	丁	9	
その他災害対応用資機材	土のう	枚	6,352	480mm × 620mm
	コードリール	台	23	50m
	水中ポンプ	台	6	11kw
	水中サニーホース	巻	6	20m
	キャプタイヤケーブル	巻	6	30m
	サクションホース	巻	6	10m
	ホースバンド	個	18	
	竹の子	個	6	
	電気ドラム	個	10	30m

※総務課「防災資器材台帳」より抜粋

3 非指定水防管理団体の水防資器材

非指定水防管理団体においても、指定水防管理団体に準じ、水防資器材の備蓄に努めるものとする。

4 道有水防資器材の払出し

町は、水防活動に必要な水防資器材に不足を生じ、他に調達の方法がないときは、檜山振興局長に道有水防倉庫の水防資器材の払出しを申請することができるものとする。

檜山振興局長は、次の各号に該当する場合には、道有水防倉庫の水防資器材を払い出すことができる。

- (1) 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあり、町長又は消防機関の長から使用の要請があったとき。
- (2) 隣接総合振興局長又は振興局長から使用の要請があったとき。
- (3) その他檜山振興局長が必要と認めたとき。

第 2 節 輸送の確保

1 輸送路線の確保

町は、非常の場合における消防団員及び作業員並びに水防用資器材等の輸送の確保を図るため、警察機関その他の協力を得て、輸送路線の確保に努めるものとする。

また、水防資器材の調達及び作業員等の輸送を確保するため、経路等についてあらかじめ調査し、万全の措置を講じておくものとする。

2 輸送計画

非常の場合の資機材、人員等の輸送は、上ノ国町地域防災計画第 5 章第 15 節「輸送計画」に定めるところにより必要な措置を講ずるものとする。

第7章 巡視、警戒及び重要水防箇所

第1節 巡視及び警戒

1 河川等の巡視

町長は、巡視責任者を定め、随時担当水防区域内の河川、海岸、堤防・津波防護施設等を巡視させるものとする。巡視責任者は、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに町に報告するものとし、町は、当該河川、海岸、堤防・津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めるものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を町に通知するものとする。

町は、出水期前や洪水経過後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。

2 非常警戒

町が非常配備を指令したときは、巡視責任者及び水防に関係ある機関に対し通知するとともに、要水防区域の監視及び警戒を厳重に行い、異常を発見したときは直ちに檜山振興局長及び河川管理者に報告するとともに速やかに水防作業を実施しなければならない。

監視に当たり、特に注意すべき事項は次のとおりである。

- (1) 居住地側堤防斜面の漏水又は堤防内の浸透水の飽和による亀裂及び崩れ
- (2) 川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂又は一部流出（崩壊）
- (3) 堤防上面の亀裂又は沈下
- (4) 堤防から水があふれている状況
- (5) （排・取）水門の両袖又は底部からの漏水と扉の締り具合
- (6) 橋梁その他の構築物と取付部分の異常
- (7) ため池については、次の事項に注意するものとする。

- ア 堤体の漏水、亀裂及び法崩れ
- イ 樋管の漏水による亀裂及び法崩れ
- ウ 取水施設、余水吐、放水路等の状態
- エ 流入水及び浮遊物の状況
- オ 周辺の地すべり等の崩落状況

第2節 重要水防箇所

町は、重要水防箇所を中心として随時区域内の河川等の巡視を行うとともに、特に出水期前及び洪水経過後においては、河川管理者と合同で巡視を行い、重要水防箇所等の実態を把握しておくものとする。

水系名	河川名	市町村名	右岸 左岸	起点位置(km)			終点位置(km)			重要水防 区域延長	重要度	築堤	備考
				地区名	位置名称	距離	地区名	位置名称	距離				
天野川	天野川	上ノ国町	左岸	上ノ国	河口	0	上ノ国	(国)天の川橋	0.9	0.9	A	有	樋門
天野川	天野川	上ノ国町	左岸	小森	大平川との合流点から 0.6km下流	5.9	小森	大平川との合流点から 0.4km上流	6.9	1	B	有	
天野川	天野川	上ノ国町	左岸	湯ノ岱	ワツ川との合流点 から0.4km上流	14	湯ノ岱	(道)湯ノ岱大橋	16.3	2.3	B	有	
天野川	天野川	上ノ国町	右岸	向浜	河口から0.2km上流	0.2	中央区	目名川との合流点	0.4	0.2	B	有	
天野川	天野川	上ノ国町	右岸	向浜	目名川との合流点	0.4	中央区	(国)天の川橋から 0.2km下流の町道	0.7	0.3	B	有	
天野川	天野川	上ノ国町	右岸	新村	(国)天の川橋から 0.3km上流	1.2	桂岡	苦符川との合流点	5.6	4.4	A	有	樋門
天野川	天野川	上ノ国町	右岸	桂岡	苦符川との合流点	5.6	桂岡	苦符川との合流点 から0.5km上流	6.1	0.5	A	有	樋門
天野川	天野川	上ノ国町	右岸	桂岡	苦符川との合流点 から0.7km上流	6.3	早瀬	(町)宮越橋から 0.4km下流	8.1	1.8	B	有	樋門
天野川	天野川	上ノ国町	右岸	湯ノ岱	(道)湯ノ岱大橋から 0.1km下流	16.2	湯ノ岱	(道)湯ノ岱大橋	16.3	0.1	B	有	
天野川	目名川	上ノ国町	左岸	大留	向浜橋(人道橋)	0.4	大留	(町)砂館橋から 0.15km下流	0.8	0.4	B	有	
天野川	目名川	上ノ国町	左岸	大留	(町)砂館橋から 0.15km下流	0.8	大留	(国)北村橋	1.1	0.3	B	有	
天野川	目名川	上ノ国町	左岸	大留	(国)北村橋	1.1	大留	堰から0.3km上流	3.6	2.5	B	有	取水堰
天野川	目名川	上ノ国町	左岸	大留	堰から0.3km上流	3.6	大留	堰から0.4km上流	3.7	0.1	B	有	
天野川	目名川	上ノ国町	右岸	北村	(町)砂館橋	0.95	北村	(町)目名橋から 0.15km上流	2.7	1.75	B	有	取水堰
天野川	目名川	上ノ国町	右岸	北村	(町)目名橋から 0.15km上流	2.7	北村	(町)目名橋から 0.45km上流	3	0.3	B	有	
天野川	目名川	上ノ国町	右岸	北村	(町)目名橋から 0.45km上流	3	北村	堰から0.4km上流	3.7	0.7	B	有	取水堰
天野川	苦符川	上ノ国町	左岸	桂岡	天野川との合流点	0	桂岡	(道)桂岡橋	1	1	B	有	
天野川	苦符川	上ノ国町	左岸	桂岡	(道)桂岡橋	1	桂岡	(道)桂岡橋から 0.5km上流	1.5	0.5	B	有	
天野川	上の沢川	上ノ国町	左岸	上の沢	天野川との合流点	0	上の沢	(町)上の沢橋	0.3	0.3	B	有	
天野川	上の沢川	上ノ国町	右岸	上の沢	上の沢橋から 0.2km下流	0.1	上の沢	頭首工から 1.2km下流	1.6	1.5	B	有	
石崎川	石崎川	上ノ国町	左岸	館野	(国)石崎橋から 0.30km下流	0.3	館野	(国)石崎橋	0.6	0.3	B	有	
石崎川	石崎川	上ノ国町	右岸	館野	河口	0	館野	イゲ沢川との合流点	0.2	0.2	B	有	
石崎川	石崎川	上ノ国町	右岸	館野	イゲ沢川との合流点	0.2	館野	(国)石崎橋	0.6	0.4	B	有	樋門
石崎川	石崎川	上ノ国町	右岸	館野	(国)石崎橋	0.6	館野	(国)石崎橋から 0.9km上流	1.5	0.9	B	有	
石崎川	石崎川	上ノ国町	右岸	館野	(国)石崎橋 0.9km上流	1.5	館野	(国)石崎橋 1.1km上流	1.7	0.2	B	有	
石崎川	石崎川	上ノ国町	右岸	館野	(国)石崎橋 1.5km上流	2.1	館野	(道)早川橋から 0.7km下流	3.6	1.5	B	有	

※北海道水防計画「別冊 重要水防箇所・知事管理区間」より抜粋

第 8 章 水防組織

第 1 節 町の水防組織

町は、上ノ国町災害対策本部条例（昭和 38 年条例第 14 号）の定めるところに準じ、水防に関する事務を処理するものとし、水防の事務の総括は総務課で行うものとする。

1 町の水防組織

町に、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 の規定に基づく災害対策本部が設置されたときは、水防に関する事務は災害対策本部において行う。

2 水防計画の調査

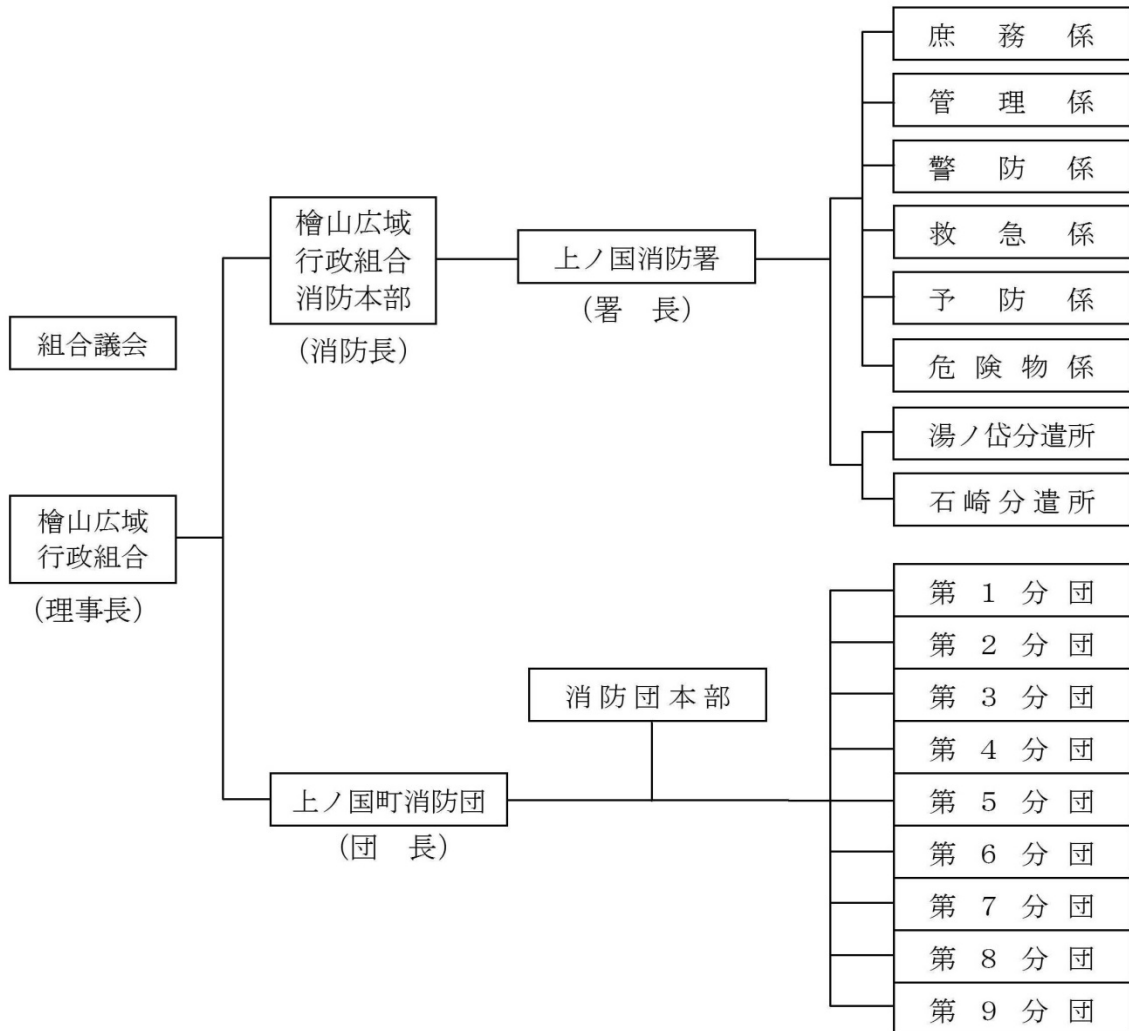
法第 33 条の規定に基づく水防計画の調査審議は、上ノ国町防災会議が行う。

3 水防に関する組織及び所掌事務

水防に関する組織及び所掌事務は、上ノ国町地域防災計画第 3 章第 2 節「災害対策本部」の定めるところに準ずる。

第 2 節 消防機関の組織

消防機関の組織図は、次のとおりである。



第 3 節 大規模氾濫減災協議会

1 大規模氾濫減災協議会

(1) 法第 15 条の 9 の規定により、国土交通大臣は、第 10 条第 2 項又は第 13 条第 1 項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進する必要な協議を行うための協議会（以下、「大規模氾濫減災協議会」と呼ぶ）を次に掲げる者をもって組織するものとする。

ア 国土交通大臣

イ 北海道知事

ウ 当該河川の存する市町村の長

エ 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者

オ 当該河川の河川管理者

カ 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する札幌管区気象台長、又は地方気象台長

キ 当該河川の存する市町村に隣接する市町村の長、その他の国土交通大臣が必要と認める者

(2) 大規模氾濫減災協議会において協議が整った事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(3) 大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

※なお、本町には 1 級河川が流れていないため、本協議会は設置されていない。

2 北海道大規模氾濫減災協議会

(1) 法第 15 条の 10 の規定により、北海道知事は、第 11 条第 1 項又は第 13 条第 2 項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進する必要な協議を行うための協議会（以下、「北海道大規模氾濫減災協議会」と呼ぶ）を次に掲げる者をもって組織するものとする。

ア 北海道知事

イ 当該河川の存する市町村の長

ウ 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者

エ 当該河川の河川管理者

オ 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する札幌管区気象台長、又は地方気象台長

カ 当該河川の存する市町村に隣接する市町村の長、その他の北海道知事が必要と認める者

(2) 北海道大規模氾濫減災協議会において協議が整った事項については、北海道大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(3) 北海道大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、北海道大規模氾濫減災協議会が定める。

3 北海道檜山振興局河川減災対策協議会

- (1) 本協議会は、檜山振興局管内の二級河川における堤防の決壊や越水等に伴う氾濫に備え、国、北海道及び河川に隣接する町等が連携して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的として、協議会（以下、「北海道檜山振興局河川減災対策協議会」と呼ぶ）を設置し、次に掲げる者をもって組織するものとする。
 - ア 北海道檜山振興局長
 - イ 北海道渡島総合振興局兼檜山振興局副局長
 - ウ 函館地方気象台長
 - エ 函館開発建設部長
 - オ 江差警察署長
 - カ 北海道警察函館方面本部警備課長
 - キ 檜山振興局管内の二級河川に隣接する町長
 - ク 檜山広域行政組合消防本部消防長
- (2) 北海道檜山振興局河川減災対策協議会において協議が整った事項については、北海道檜山振興局河川減災対策協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- (3) 北海道檜山振興局河川減災対策協議会の事務の運営において必要な事項は、会長が定める。

第9章 水防活動

第1節 非常配備体制

1 水防管理団体の非常配備体制

(1) 町の非常配備体制

町は、法第16条に規定する水防警報を受けたとき、又は洪水、津波及び高潮による危険が予想されるときから、その危険が解消されるまでの間、上ノ国町地域防災計画第3章第2節「災害対策本部」及び第6章第4節「災害応急対策計画」に定める非常配備体制に準じて水防事務処理をするものとする。

(2) 消防機関の非常配備体制

町は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。

その基準はおおむね次のとおりである。

ア 出動準備

町は次の場合、管下消防機関に対し出動準備をさせるものとする。

- ① 水防活動の利用に適合する予報及び警報の発表があり、洪水、高潮等の危険が予想されるとき。
- ② 水防警報により待機又は準備の指令が発令されたとき。
- ③ 河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達して、なお上昇のおそれがあるとき、かつ出動の必要が予測されるとき。
- ④ その他気象状況等により洪水、高潮の危険が予想されるとき。
- ⑤ 上記のほか、水防管理者が水防上必要があると認めるとき。

イ 出動

町は、次の場合は、直ちに管下消防機関を出動させ、警戒配置につかせるものとする。

- ① 水防警報により出動の指令が発令されたとき。
- ② 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがあり、危険を予知したとき。
- ③ 潮位が上昇して被害のおそれがあるとき。
- ④ 緊急にその必要があるとして知事からの指示があったとき。
- ⑤ 上記のほか、水防管理者が水防上必要があると認めるとき。

第2節 警戒区域

1 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

2 警察官の警戒区域の設定

前項の場所においては、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

第3節 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

その際、消防団員は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、消防団員が自身の安全を確保できないと判断したときには、自身の避難を優先する。

水防管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

第4節 緊急通行

法第19条の規定により、消防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。また、水防管理団体は、法第19条第2項の規定により、損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

第5節 避難のための立退き

災害による避難のための立退きの指示等は、次に定めるもののほか上ノ国町地域防災計画第5章第5節「避難対策計画」の定めるところによる。

- (1) 法第29条の規定により、洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、町長、その命を受けた町の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。
- (2) 町は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を檜山振興局長に速やかに報告するものとする。
- (3) 町は、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め一般に周知しておくものとする。

第6節 決壊・越水等の通報

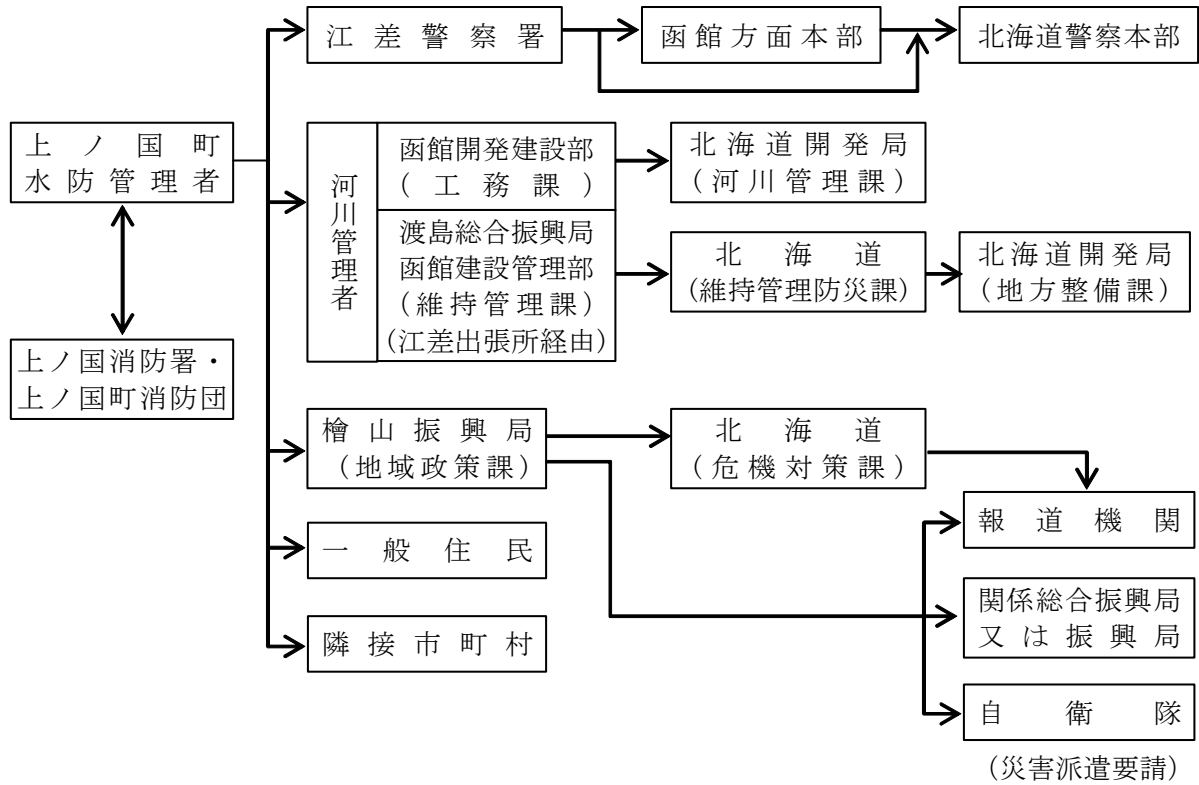
1 決壊・越水等の通報

法第25条の規定により、水防に際し、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水、溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、町長、消防機関の長又はダム等の管理者は直ちに一般住民、関係機関及び隣接市町村に通報するものとする。

通報を受けた河川管理者は水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には市町村の長に避難勧告等の発令に資する事象として情報提供するものとする。

2 堤防等の決壊・越水通報系統図

堤防等の決壊・越水通報系統図は次のとおりである。



第7節 水防解除

町は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、津波又は高潮のおそれなくなったときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

第 10 章 協力及び応援

1 河川管理者の協力

河川管理者（北海道開発局長又は知事）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、町が行う水防のための活動に次の協力を行う。

(1) 北海道開発局長の協力

- ア 河川に関する情報（国管理河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像）の提供
- イ 重要水防箇所の合同点検の実施
- ウ 水防訓練及び水防技術講習会への参加
- エ 町及び水防協力団体の備蓄資器材が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の貸与
- オ 洪水、津波等により甚大な災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、北海道開発局間の水防活動に関する災害情報の共有を行うための職員の派遣（リエゾンの派遣）

(2) 知事の協力

- ア 河川に関する情報（道管理河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報）の提供
- イ 重要水防箇所の合同点検の実施
- ウ 水防訓練及び水防技術講習会への参加
- エ 町及び水防協力団体の備蓄資器材が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の備蓄資器材の貸与

2 水防管理団体相互間の応援

水防のため緊急の必要があるときは、町は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた水防管理者又は市町村長若しくは消防長は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

なお、応援が円滑、迅速に行われるよう、あらかじめ隣接の水防管理者等と相互に協定しておくものとする。

3 警察官の援助の要求

町は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

その方法等については、あらかじめ町の区域を管轄する警察署長と協議しておくものとする。

4 自衛隊の災害派遣の要請の要求

町は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、上ノ国町地域防災計画第 5 章第 7 節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に定めるところにより、知事（檜山振興局長）に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができる。

派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。

- (1) 災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) 派遣部隊が展開できる場所
- (5) 派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

第 11 章 水防信号、水防標識及び身分証票

第 1 節 水防信号

法第 20 条の規定により、知事の定める水防信号は、次のとおりである。

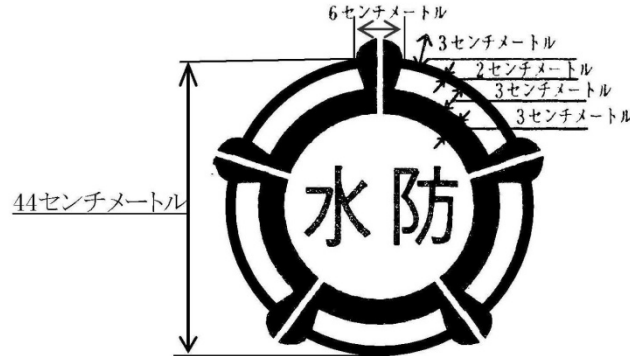
- (1) 第 1 信号 氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの
- (2) 第 2 信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
- (3) 第 3 信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
- (4) 第 4 信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの
- (5) 地震による堤防の漏水、沈下等の場合及び津波の場合は、上記に準じて取り扱う。

	警 鐘 信 号	サイレン信号
第 1 信号	○休止 ○休止 ○休止	約 5 秒 15 秒 5 秒 15 秒 5 秒 15 秒 5 秒 15 秒 ○－休止－○－休止－○－休止－○－休止
第 2 信号	○－○－○ ○－○－○	約 5 秒 6 秒 5 秒 6 秒 5 秒 6 秒 5 秒 6 秒 ○－休止－○－休止－○－休止－○－休止
第 3 信号	○－○－○－○ ○－○－○－○	約 10 秒 5 秒 10 秒 5 秒 10 秒 5 秒 10 秒 5 秒 ○－休止－○－休止－○－休止－○－休止
第 4 信号	乱打	約 1 分 5 秒 1 分 ○－休止－○

- 備考 1 信号は適宜の時間継続すること。
- 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。
- 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

第 2 節 水防標識

法第 18 条の規定により、知事の定める水防のために出動する車両の標識は次のとおりである。



第 3 節 必要な土地に立ち入る場合の職員等の身分証票

1 町の職員の身分証票

水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合は、町の職員の身分証票を携帯する。

【資料編 11-3-1 水防立入調査員証 (P1)】

2 水防管理団体の職員等の身分証票

消防機関に属する者が、水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する身分証票は、町の職員の身分証票に準じ当該水防管理者が定めるものとする。

第 12 章 費用負担と公用負担

第 1 節 費用負担

1 費用負担

水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

他の水防管理団体の応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体が協議して定めるものとする。

2 利益を受ける市町村の費用負担

水防管理団体の水防によって、当該水防管理団体の区域以外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定めるものとする。

当該協議が成立しないときは、水防管理団体は知事にあつせんを申請することができる。

第 2 節 公用負担

1 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、町、消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- (3) 車両その他の運搬用機器の使用
- (4) 排水用機器の使用
- (5) 工作物その他の障害物の処分

2 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、町又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は、公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

【資料編 12-2-1 公用負担権限委任証 (P3)】

3 公用負担命令票

公用負担を命ずる権限を行使する者は、公用負担命令票を 2 通作成し、その 1 通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

【資料編 12-2-2 公用負担命令票 (P4)】

4 損失補償

水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第13章 水防報告

1 水防報告

町長は、次に定める事態が発生したときは、速やかに檜山振興局長に報告するものとする。

- (1) 消防機関を出動させたとき
- (2) 他の水防管理団体に応援を求めたとき
- (3) その他報告を必要と認める事態が発生したとき

2 水防活動実施報告

- (1) 町長は、水防活動が終了したときは、遅滞なく記録を整理し、次の調査対象期間ごとに水防活動実施報告書を作成の上、所定の期日までに檜山振興局長に報告するものとする。

【調査対象期間】 1月～5月、6月～7月、8月～9月、10月～12月

- (2) 檜山振興局長は、所管の水防管理者の水防活動実施報告書を取りまとめ、所定の期日までに知事に報告するものとする。

【資料編 13-1-1 水防活動実施報告書 (P5)】

第 14 章 水防訓練

1 水防管理団体の水防訓練

指定水防管理団体は、毎年、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を実施し水防技術の向上を図るものとする。

非指定の水防管理団体においても、指定水防管理団体に準じて水防訓練を実施するよう努めるものとする。

第 15 章 災害補償等

1 消防団員等の公務災害補償

消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、当該消防団員の属する水防管理団体は、市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和 32 年条例第 1 号）の定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

2 水防に従事した者の災害補償

法第 24 条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、法第 45 条の規定により、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあっては条例の定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

第 16 章 退職報償金

法第 6 条の 3 の規定により、水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合には、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することができるものとする。

第 17 章 水防協力団体

1 水防協力団体の指定

町長は、法人その他これに準ずるものとして、国土交通省令で定める団体で、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

町長は、水防協力団体を指定したときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示するものとする。

2 水防協力団体の業務

水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管及び提供すること。
- (3) 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- (4) 水防に関する調査研究を行うこと。
- (5) 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

3 消防団等との連携

法第 38 条の規定により、水防協力団体は、消防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に上記第 2 に掲げる業務を行うものとする。

第 18 章 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置

1 洪水浸水想定区域の指定

浸水想定区域とは、法第 10 条、第 11 条、第 13 条の規定により指定された河川が、堤防の決壊等により氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、法第 14 条の規定により本町の区域では、天野川の浸水想定区域が指定され、公表されている。

本町では公表された洪水浸水想定区域による洪水ハザードマップを作成し、水害に対する避難体制等について住民への周知啓発を図る。

2 洪水浸水想定区域の指定公表状況

法第 14 条の規定により、道が公表した本町の区域における水位周知河川の洪水浸水想定区域の指定、公表の状況は次のとおりである。

管理者	河川名	公表年月日	洪水浸水想定HPアドレス
北海道	天野川	H31.3 更新	http://www.oshima.pref.hokkaido.lg.jp/kk/hkk/sinnsuisouteikuiki2.htm

3 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置

上ノ国町防災会議は、水位周知河川について浸水想定区域の指定があったときは、上ノ国町地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 洪水予報、水位到達情報の伝達方法
- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項
- (3) 災害対策基本法第 48 条第 1 項の防災訓練として町長が行う、洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

- (4) 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
- ア 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の物が利用すると見込まれる物を含む。））でその利用者の洪水、雨水出水時、高潮時（以下、「洪水時等」という。）等の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの
 - イ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの
 - ウ 大規模な工場その他の施設（ア又はイに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申し出あった施設に限る。）
- なお、本町における対象施設は、「イ 要配慮者利用施設」のみであり、「洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧」のとおりで、洪水時にはこれらの資料を活用して住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図るものとする。
- (5) その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

【資料編 18-1-1 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧（P6）】

4 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

法第 15 条第 1 項の規定により上ノ国町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、訓練を行わなければならない。なお、町長は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の所有者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。また、町長は、同指示を受けた当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

当該要配慮者利用施設の洪水時の円滑な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

町は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

5 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

法第 15 条第 1 項の規定により上ノ国町地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

町は、大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

6 洪水、津波ハザードマップ等の配布等

法第 15 条の規定により、本町では、浸水想定区域の指定に基づき、当該浸水区域ごとに円滑な避難行動の確保を図るため、洪水ハザードマップ、津波ハザードマップの印刷物を住民に配布し、また、町のホームページへ掲載し、住民が提供を受けることができる状態とするほか、これらのハザードマップを有効活用し、平常時から防災意識の向上と自主的な避難の心得を醸成し、水災時には住民の円滑かつ迅速な避難を図る。

7 予想される水災の危険の周知等

法第 15 条の 11 の規定により、町長は、当該市町村の区域内に存する河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

8 河川管理者の援助等

法第 15 条の 12 の規定により、河川管理者は、法第 15 条の 6 第 1 項の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び法第 15 条の 11 の規定により浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする町長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。

また、河川管理者は、これら援助を行う必要があると認めるときは、河川法第 58 条の 8 第 1 項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。

第 19 章 指定水防管理団体の水防計画 及びその作成要領

1 指定水防管理団体の水防計画

指定水防管理団体の水防管理者は、水防計画を定め、毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときはこれを変更しなければならない。

指定水防管理団体の水防管理者は、水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、上ノ国町防災会議に諮るとともに、水防計画を定め又は変更したときは知事に届け出なければならない。

2 水防計画の公表

指定水防管理団体の水防管理者は、水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するものとする。

3 指定水防管理団体の水防計画作成要領

指定水防管理団体の水防計画は、水防の目的を完全に達成するため、組織の整備、資器材、通信施設の充実及び通信連絡方法の合理的な運用を図るとともに、特に現地に即したあらゆる事態を想定して、具体的に定めるものとする。

沿 革

平成27年3月	作 成
令和3年3月	修 正

上ノ国町水防計画

発 行
令和3年3月
発行人
上ノ国町